

## 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

### 第5 地方議会

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 人口減少社会における議会の役割

- 経営資源が制約される中において、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になる。
- 議会がその重要な役割を十分に果たすためには、議会が多様な層の住民から選出された議員によって構成される必要がある。

##### (2) 投票率の低下、無投票当選の増加

- 近年、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっている。
- 住民に身近であるべき地方公共団体の議会において、住民の十分な理解と関心が得られず、議員のなり手不足が生じている状況は、住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。

#### 2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

##### (1) 議会における多様性の確保

- 性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることが住民にとって議会が遠い存在であると感じられ、意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることにつながるなど、議員のなり手不足の原因の一つになっている面がある。
- とりわけ、人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことは課題であり、例えば、議会への欠席事由として出産・育児・介護を認めることや議会活動における旧姓の使用など、多様な層の住民の参画を促進し、議員の裾野を広げることに資する議会運営上の対応を講じることが考えられる。

## 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために 必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

- (2) 住民の理解を促進する取組の必要性
- 各議会において、住民が議会に関する理解をより深め、関心を持つための取組を積極的に行う必要がある。
  - その際には、議会や議員の活動に関する情報をオープンデータとして利用できるようにすることを含め、技術やデータを活用した情報発信の充実を図っていくことが重要である。併せて、住民との意見交換の場を設けるなどにより、議会からより主体的に働きかけを行い、議会と住民との意思疎通を充実させていくべきである。
  - また、議会として主権者教育に積極的に関わり、若年層をはじめとする幅広い世代から議会や議員の役割に対する理解を得ることが重要である。
- (3) 議員のなり手不足に対する当面の対応
- 議員のなり手不足の要因として挙げられた課題に対する当面の対応について、以下の通り検討を行った。
- ① 議員の法的位置付け
- 議員の位置付けやその職務・職責については、これまで必ずしも法律において明確にされていなかったことから、議員の位置付けについて法律により明確化すべきとの意見がある。
  - 他方で、議会を構成する議員の属性に偏りがある中で議員の位置付けを法律に規定したとしても、これまで参画してこなかった住民に議会への参画を促す効果は限定的ではないかとの指摘や、議員のあり方を国において一律に規定することへの懸念が指摘されている。
  - 議員の位置付けの法制化については、これに伴う法的効果等を勘案しつつ、議員活動の実態等も踏まえ、検討を行うっていく必要がある。

## 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために 必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抜粋）

- ② 議員報酬のあり方
  - 議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。
  - 議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から適正な水準を下回ると考えられる場合には、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。
  - なお、小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。
- ③ 請負禁止の緩和
  - 議員の請負禁止について、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとって懸念材料の一つであり、その範囲を明確化する必要がある。
  - 個人の請負に関する規制について、透明性を確保する方策とあわせて、その緩和について検討する必要がある。
  - 長等については地方公共団体に対して請負をす第三セクターの取締役等を兼ねることができ。議員についても長等と同様になるよう請負禁止を緩和することについて、監視機能の確保に留意しつつ検討すべきである。

## 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために 必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抜粋）

- ④ 立候補環境の整備
  - 地方議会議員選挙に立候補した者が休暇を取得するなどした場合に、解雇や配置転換等の不利益な取扱いを受けることがないようについて、労働法制のあり方にも留意しながら検討する必要がある。
  - また、公務員の立候補制限や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、議員のなり手不足を解消するのに有用な方策の一つと考えられるところであり、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。
- 3 今後の検討の方向性
  - 議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び多様な層の住民の参画について、今後とも幅広く検討を進めていく必要がある。
  - その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて引き続き検討すべきである。